



2012年3月16日、大学は「懲戒解雇」を通知。理由は「大学院生へのセクハラ・パワハラ」。

もちろん事実無根です

裁判の過程で大学側は「懲戒解雇」の正当性を主張するため、精神疾患の既往歴のある卒業生を利用。「田嶋さんからセクハラ・パワハラを受け続けたことが原因で通院を余儀なくされた」と主張する虚偽の供述書を書かせた。(実際は入学前の出来事が原因)



この判決に基づき、2015年2月3日、田嶋さんは大学に復帰するが……。

その他、こんな嫌がらせも！

- 准教授への降格の通告
- 身分証・名刺の不交付
- 研究室の前の名札の不設置
- トイレに行く際にも研究室を出る都度の報告義務を課される
- 心理学部教授会と全体ミーティングでの発言阻止
- 学内で原告に協力し情報提供してくれる教職員への弾圧

etc.